

令和8年度(2025年度版)特許庁審判実務者研究会報告書の深層分析と知的財産実務への戦略的影響の総括

Gemini 3.1 pro

1. 審判実務者研究会の歴史的文脈と令和8年度報告書の戦略的意義

令和8年(2026年)3月19日、特許庁審判部は、我が国の知的財産実務における最も権威ある研究成果の一つである「審判実務者研究会報告書2025」を公式に公表した¹。この報告書は、単なる行政機関によるガイドラインの提示にとどまらず、産業界、特許庁、そして司法という異なる立場にあるステークホルダーの知見が結晶化した、極めて実践的かつ高度な法解釈の指針である。

特許庁審判部が主導するこの「審判実務者研究会」は、平成18年度(2006年度)に設立された「進歩性検討会」をその歴史的源流としている¹。特許制度の中核を成す「進歩性」という極めて抽象的かつ主観の入り込む余地の大きい判断基準に対し、客観性と予見可能性をもたらすことを目的として発足したこの取り組みは、年を追うごとにその対象範囲を拡大してきた。現在では、特許の全技術分野にとどまらず、意匠や商標分野にまでその裾野を広げている。この研究会の最大の特徴は、実際の経済活動の中で技術を創出する産業界の知財担当者、特許出願から権利化までを代理する弁理士、特許侵害訴訟や無効審判において高度な法的主張を展開する弁護士、さらにはオブザーバーとして参加する知的財産高等裁判所等の裁判官、そして特許庁において最終的な行政処分を下す審判官という、知的財産権のライフサイクル全般に関与するあらゆる実務関係者が一堂に会する点にある¹。このように多角的な視座から、実際の審決や判決を素材とした徹底的な討議が行われるプラットフォームは、世界的にも類を見ない我が国特有の精緻な知財インフラである。

令和8年度(2025年度)の研究会においては、近年のリモート環境を中心とした議論形式から一転し、分野別の会合の大部分が対面形式(一部はハイブリッド形式)で実施されたことが特筆される¹。対面での活発な意見交換が復活したことにより、書面や画面越しでは伝わりにくい法解釈の微妙なニュアンスや、各ステークホルダーの背後にある実務上の切実な課題感、さらには審査・審判基準の行間にある「法の精神」についての議論が飛躍的に深化したことが推察される。このような緊密なコミュニケーションの復活は、報告書の内容の重厚さにも直結している。

今年度の報告書は、特許4分野(機械1、機械2、化学、電気)および商標分野の計5分野において構成されている¹。各分野における検討は、大きく二つのアプローチから行われた。第一の柱は「一般的な論点」であり、ここでは各分野における法解釈や判断基準に関する理論的な検討が深掘りされている¹。第二の柱は「個別事例」であり、審判実務上重要と思われる最新の裁判例、およびその対象となった特許庁の審決についての具体的な検討が行われている¹。この「一般論(法理の抽象化)」と「個別事例(法理の具体的適用)」の双方向からのアプローチは、抽象的な法規範を日々のク

レーム解釈や明細書作成という実務へと落とし込むプロセスにおいて、実務家に極めて有用かつ立体的な指針を提供するものである。

本報告書は、要約編(PDF形式:1,393KB、英訳版:1,363KB)および全体版(PDF形式:4,829KB)として広く一般に提供されている²。英訳版が同時に用意されていることは、グローバルな知財実務の観点からも日本の審判基準の透明性、論理性、そして予見可能性の高さを世界に向けて発信する戦略的意図を明確に示している。さらに特許庁は、今後の研究会の質的向上と実務ニーズへの適合を目的として、広く実務家からのフィードバックを求めるアンケートを実施しており、実務界との継続的かつ双方向的な対話姿勢を鮮明に打ち出している¹。

分野	事例研究1:一般的な論点(法理と基準)	事例研究2:個別事例(裁判例と審決の適用)
特許・機械1	測定方法と明確性要件	プロダクト・バイ・プロセス・クレームについて
特許・機械2	技術常識等を踏まえた進歩性判断	複数の周知技術の引用発明への適用について
特許・化学	サポート要件(進歩性)	装置の発明においてクレームアップされた作用効果の判断について
特許・電気	クレームで用いられている用語の解釈と明確化	明確性要件判断に関する実務上の留意点について
商標	商標法4条1項7号に係る後発的無効理由(46条1項6号)	商品又は役務の類否判断について

この構造は、単なるトピックの羅列ではなく、各技術分野が現在直面している最も先鋭的な法的課題を浮き彫りにしている²。次章以降では、これらの各論点について、その背景にある法理、実務上の対立点、および将来の知財戦略に与える影響を徹底的に解剖していく。

審判実務者研究会報告書2025 分野別検討テーマの体系的構造

	一般的な論点 (事例研究1)	個別事例 (事例研究2)
機械1	測定方法と明確性要件	プロダクト・バイ・プロセス・クレームについて
機械2	技術常識等を踏まえた進歩性判断	複数の周知技術の引用発明への適用について
化学	サポート要件 (進歩性)	装置の発明においてクレームアップされた作用効果の判断について
電気	クレームで用いられている用語の解釈と明確化	明確性要件判断に関する実務上の留意点について
商標	商標法4条1項7号に係る後発的無効理由 (46条1項6号)	商品又は役務の類否判断について

特許4分野および商標分野における、一般的な論点（法解釈・理論）と個別事例（裁判例・審決）の対応関係。

データソース: 特許庁(審判実務者研究会報告書), 特許庁(要約編)

2. 過去の報告書との比較論的考察: 証拠の事実認定から法理の精緻化へのパラダイムシフト

「審判実務者研究会報告書2025」が持つ真の戦略的意義を正確に評価するためには、その記述内容を単独で分析するだけでなく、直近の過去における議論の潮流、とりわけ前年度である「2024年度版報告書」における議論の焦点と対比させることが極めて有効である。この比較を通じて、現在の日本の特許庁および司法が、どのような実務的課題に対して最も強い危機感あるいは関心を抱い

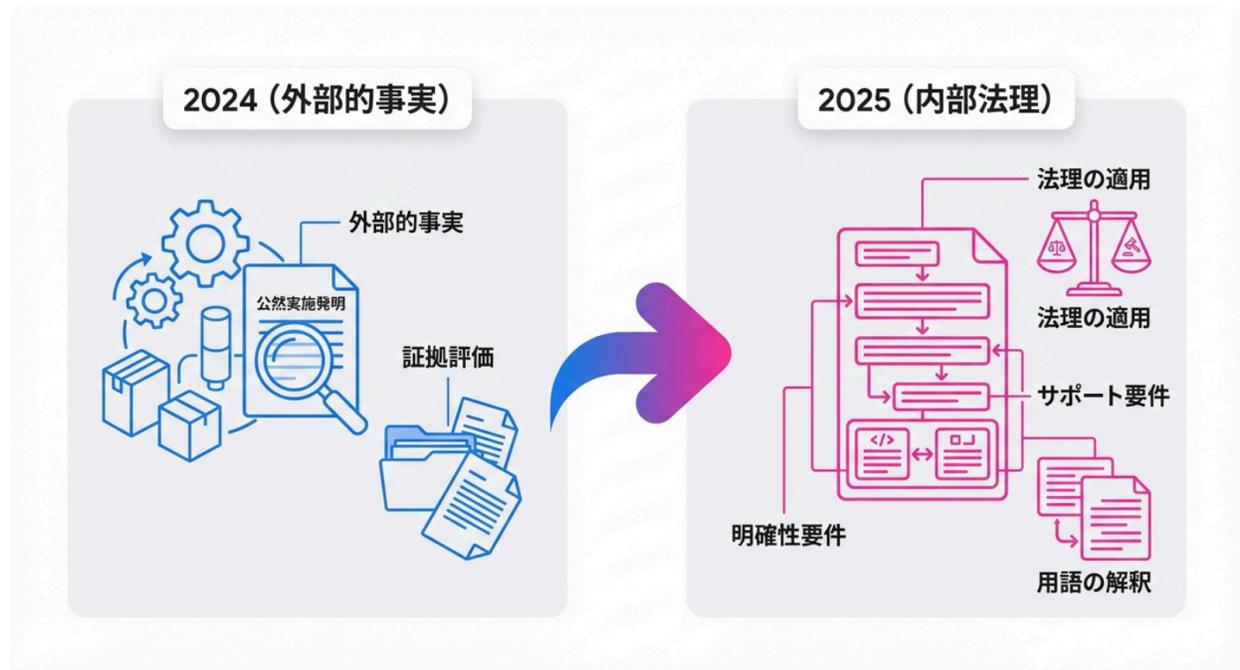
ているのかというダイナミズムが明確になる。

2024年度の報告書(事例研究1テーマ1・特許機械分野等)においては、「新規性・進歩性判断における公然実施発明」が極めて重要な論点として扱われていた³。公然実施発明(特許法第29条第1項第2号)とは、特許公報や学術論文といった文字情報の「文献」ではなく、実際に市場で販売された製品や、工場等で公開された設備など、物理的な「実施態様」によって出願前に公知となった発明を指す。2024年度の研究会では、特許文献調査よりもはるかに困難とされる公然実施品の物理的入手や、製品の外観からは容易に把握できない内部機能、材料組成、あるいは製造プロセスといった「発明特定事項」をどのように立証・認定するかという点に多大な時間が割かれた³。つまり、「事実認定と証拠評価の実務」、すなわち「外部世界に存在する物理的証拠をいかにして法的な土俵に上げるか」という、極めて泥臭く、しかし実務上決定的に重要なプロセスに重きが置かれていたのである³。公然実施発明を引用発明として用いる場合の証拠評価の在り方や、公然実施品に内在する課題、そしてそれらを組み合わせるための動機付けの認定手法についての意見交換は、証拠の取り扱いに不慣れな実務者にとって強力な武器となった³。

これに対して、2025年度の報告書は、外部的な証拠の収集・事実認定というフェーズから一転し、特許制度の根幹を成す「明細書とクレームの内部的な論理構造」および「法理(明確性、サポート要件、進歩性の論理構造)の厳格な解釈と適用」へとその焦点を大きくシフトさせている²。具体的には、後述する機械1分野における「測定方法と明確性要件」、化学分野における「サポート要件(進歩性)」、電気分野における「用語の解釈」といったテーマ群である¹。これらはすべて、証拠が外部に存在するかどうかではなく、出願人が自ら作成した「明細書・特許請求の範囲」というドキュメントの内部において、自己矛盾がないか、権利要求の範囲が開示の範囲を不当に超えていないか、用語の定義が一義的であるかという、高度な文書構築能力と法理の適用能力を問うものである。

この劇的なパラダイムシフトは、知財実務における主戦場が、単に先行技術の存在(証拠の有無)を争うフェーズから、提出された証拠や出願明細書に基づく高度な法的評価・規範的要件の当てはめのフェーズへと深化していることを示唆している。実務家にとっては、2024年度の知見を活かして強固な事実(証拠)を構築した上で、2025年度の知見を用いて、その事実を緻密な法的主張や反論へと昇華させるという、二段構えの高度なリーガルリテラシーが要求されていると言える。

審判実務における主要争点のパラダイムシフト：2024年から2025年への進化



2024年度における外部事実（公然実施発明）の認定から、2025年度における内部法理（明確性・サポート要件）の解釈へと、研究会の焦点がより緻密な法的論理の構築へと移行していることを示す。

3. 事例研究1: 一般的な論点に関する深層的考察と法解釈の最前線

令和8年度の報告書における第一の主要な柱である「事例研究1」では、特許の各技術分野および商標分野に特有の、あるいは分野横断的に問題となる法理の解釈基準が取り上げられている²。これらのテーマは、実務において特許庁審査官からの拒絶理由通知や、利害関係人からの無効審判請求における主要な争点となる、極めて実戦的かつ難解な課題群である。

3.1. 特許機械1分野: 測定方法と明確性要件の相克

機械1分野における「テーマ1」として設定された「測定方法と明確性要件」は、近年の特許実務、特に素材産業や精密機械部品において頻繁に用いられる「パラメータ特許」において、極めて深刻な課題を引き起こしている領域である¹。特許請求の範囲（クレーム）において、発明の構成を特定の数値範囲や、物理的・化学的・機械的特性（パラメータ）で特定することは、従来の幾何学的な構造的特徴のみではその発明の真の技術的貢献（例えば、特殊なコーティングによる摩擦抵抗の劇的な低減や、微細発泡構造による衝撃吸収性の向上など）を表現しきれない最先端の技術分野において

不可欠なドラフティング手法である。

特許法第36条第6項第2号は、「特許請求の範囲の記載は、発明が明確でなければならない」旨を規定している。この明確性要件は、特許制度の根幹である「公開の代償としての独占権の付与」という大原則に基づく。すなわち、独占排他権の及ぶ範囲が不明確であれば、第三者の正当な経済活動が不当に萎縮(チル・エフェクト)してしまうからである。パラメータ特許においてこの要件が問題となるのは、クレームに記載されたパラメータの数値が、どのような「測定装置」、どのような「測定環境(温度、湿度、気圧等の条件)」、あるいはどのような「前処理および測定手順」によって得られたものかが、特許明細書において一義的に定義されていない場合である。

例えば、「表面粗さ(Ra)」や「摩擦係数」といった一般的な機械的特性であっても、接触式粗さ計を用いるか非接触式(光学式)を用いるか、あるいはプローブの走査速度やカットオフ値の設定をどのようにするかによって、得られる数値は大きく変動し得る。本研究会におけるこのテーマの深い検討は、出願当時の当業者の「技術常識」をどの程度参酌して測定方法の不備を補完すべきかという点に集中している²。明細書に特定の測定方法が一つだけ記載されている場合、クレームの権利範囲は、その特定の測定方法によって得られた数値のみに限定解釈されるべきか、それとも他の合理的な測定方法によって得られた数値をも包含するのか。この問題は、特許権侵害訴訟において、被疑侵害品の測定結果が明細書記載の測定方法に厳密には準拠していない場合の充足論の成否を決定づける。

本研究会での議論から得られる実務的教訓は、出願人に対し、測定条件の網羅的かつ詳細な記載と、可能な限り業界標準の測定規格(JIS、ISO、ASTM等)への明確な準拠を強く促すものである。測定方法の不備は、後日の補正によって治癒することが困難(新規事項の追加となるリスクが高い)であるため、出願時の明細書ドラフティングの質が権利の生死を直接的に左右することになる。

3.2. 特許機械2分野: 技術常識等を踏まえた進歩性判断の客観化と事後分析の排除

機械2分野における「テーマ2」である「技術常識等を踏まえた進歩性判断」は、特許実務における永遠の難問とも言える「事後分析(Hindsight Bias)」の排除と、進歩性否定の論理構築(動機づけ)に関する深い洞察を含んでいる¹。

特許庁における実体審査や審判手続において、特許法第29条第2項に基づく進歩性欠如の拒絶理由を構成する際、審査官や審判官はしばしば複数の引用文献を組み合わせる。その際、主引用発明と副引用発明との間の技術的なギャップを埋めるための接着剤として「当業者の技術常識」や「設計事項の変更」という概念が頻繁に用いられる。機械分野においては特に、ギアの噛み合わせ、ばねによる付勢機構、ボルトによる締結構造といった周知の要素技術を転用・置換することは、当業者にとって極めて容易な設計活動であると判断されがちである。

しかし、本研究会での議論の核心は、この「技術常識」という極めて便利で抽象的な概念が、審査官の主観的かつ恣意的な判断によって不当に拡張されることを防ぎ、いかにして客観的な証拠に基づく認定へと引き戻すかという点にある²。完成された発明という「結果」を知った後では、どのような複雑な技術の組み合わせであっても容易に思えてしまうのが人間の認知バイアス(事後分析)である。

報告書は、この事後分析を厳しく戒め、技術常識を認定するためには、出願当時の技術辞書、標準的な教科書、業界紙、あるいは複数の特許文献等の「客観的証拠」の提示が原則として必要であることを再確認している。実務家は本報告書の分析を通じて、単なる「周知技術の付加」として進歩性が否定される典型的な論理構造のパターンを学習し、それに対する効果的な防御線を構築する必要がある。具体的には、引用文献の組み合わせに対する「阻害要因(Teaching away)」の存在の立証や、各引用文献の「解決課題」の非共通性の主張、さらには、組み合わせによって生じた「予測困難な顕著な効果(相乗効果)」の定量的なデータに基づく立証手法の高度化が求められる。

3.3. 特許化学分野: サポート要件と進歩性の交差点における予測可能性の限界

化学分野(テーマ3)において「サポート要件(進歩性)」が取り上げられたことは、化学発明的特有の「予測困難性」に起因する必然的な結果と言える¹。特許法第36条第6項第1号に規定されるサポート要件は、「特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものであってはならない」という原則である。

機械分野や電気分野においては、一つの具体的な実施例が開示されれば、当業者はその物理的・論理的法則に基づいて、他のバリエーション(上位概念化されたクレーム範囲)においても同様の効果が得られることを容易に予測できることが多い。しかし、化学分野における物質特許、組成物特許、あるいは医薬用途特許においては、一部の具体的な化合物の合成と効果の確認(実施例)のみをもって、上位概念化された広範なマーカッシュ・クレーム(無数の化合物のバリエーションを包含する化学式の表現)全体において同等の効果が奏されると予測することは、化学構造と生理活性・物性との関係が必ずしも線形ではないため、理論的に極めて困難である。

本研究会では、特に「進歩性」との交差点におけるサポート要件が深く議論された²。これは、クレームの全範囲において、明細書に開示された「課題を解決できる(すなわち、先行技術に対して進歩性を主張できるだけの有用な効果を有する)」と当業者が認識できるか否かという、いわゆる「効果の及ぶ範囲」の境界画定に関する厳しい議論である。もしクレームの範囲内に、所望の効果を奏しない(または進歩性を裏付けるだけの顕著な効果を持たない)化合物が多数包含されていると判断された場合、そのクレームは明細書のサポートを欠くとして無効となるリスクを孕んでいる。

実務上、出願人はこの厳格な要件をクリアするために、出願時にできる限り多様な基本骨格および置換基のバリエーションを網羅する多数の実施例とデータを用意するとともに、なぜその効果が得られるのかというメカニズム(作用機序)に関する理論的裏付けを明細書に厚く盛り込むことが不可欠となっている。本報告書は、特許庁と裁判所が、この化学分野特有の「広すぎるクレーム」に対してどれほど厳しい視線を向けているか、その運用実態を浮き彫りにしている。

3.4. 特許電気分野: クレームで用いられている用語の解釈と明確化のガイドライン

電気分野(テーマ4)における「クレームで用いられている用語の解釈と明確化」は、ソフトウェア、人工知能(AI)、機械学習モデル、IoT(モノのインターネット)、そしてクラウド・コンピューティング関連発明が爆発的に増加する現代において、最も紛争の火種となりやすい領域である¹。

電気・情報通信分野では、技術の進歩のスピードが他の産業分野と比較して極めて速い。そのため、新しい概念を表す造語や、既存の用語に全く新たな技術的意味を付与した表現がクレームに頻りに登場する。また、ハードウェアの物理的な構造による特定ではなく、ソフトウェアによる情報処理の手順を抽象化した機能的クレーム(手段プラス機能表現: Means-plus-function)が多用される傾向にある。

研究会では、出願人が明細書中で独自の定義(Lexicographer: 辞書編纂者としての役割)を与えていない抽象的な情報処理用語や、業界標準として定着しきっていない新語が、特許庁の審査段階、あるいは特許権侵害訴訟・無効審判においてどのように解釈されるべきかについて議論が交わされた¹。特許のクレーム解釈においては、用語は原則として「当業者の一般的な理解」に基づいて解釈されるが、その理解が曖昧な場合、明細書の記載が決定的な意味を持つ。

明確性要件を満たしつつ、将来の技術的代替手段をも包含できるような、広すぎず狭すぎない「適切な抽象度」を持つ用語の選択と、その用語に対する明細書中での定義の在り方について、最新の審決例・裁判例に基づく実践的ガイドラインが提示されている。実務家は、自身の用いる用語が、数年後の技術環境下においても陳腐化せず、かつ第三者に対して明確な境界線を示せるものであるかという、極めて高度な言語感覚と技術予測能力が求められている。

3.5. 意匠・商標分野: 商標法4条1項7号に係る後発的無効理由(商標法46条1項6号)の動態的解釈

特許分野における技術論とは大きく趣を異にするが、社会経済活動に直結する重要な論点として、商標分野における「テーマ5」では「商標法4条1項7号(公序良俗)に係る後発的無効理由(商標法46条1項6号)」という、極めて興味深くかつ現代的な社会的変化と密接に関わるテーマが選定された¹。

商標法第4条第1項第7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標(公序良俗違反)」の登録を絶対的拒絶理由として禁止している。ここでの公序良俗には、国家の尊厳を害するもの、国際信義に反するもの、差別的・侮蔑的の意味合いを持つもの、あるいは他の法令に違反して使用されるものなどが広く含まれる。

本テーマの核心は、この公序良俗違反が「後発的無効理由」として適用される場面の解釈にある²。商標登録出願に対する審査を経て、登録査定がなされた時点(先発的)では何ら公序良俗に反しない適法な商標であると判断されたものが、その後の数十年にわたる時代背景の変化、社会通念の変容、あるいは国際情勢の激変等によって、事後的に公序良俗違反に該当するようになった場合、第46条第1項第6号の規定に基づいて、その商標登録を遡及的あるいは将来に向かって無効とすることができるか、という動態的な権利の性質に関する議論である。

特定の用語(例えば、特定の民族や職業に対する呼称、あるいは歴史的的事件に関連する語彙)が、過去においては一般的な表現として許容されていたにもかかわらず、現代の人権意識の高まりや社会的認知の変化によって差別的用語として認識されるようになるケースは枚挙にいとまがない。このような現代的なコンテキストにおいて、一度付与された商標権の絶対的な安定性・財産権としての保護という要請と、社会的な公序良俗の維持・健全な取引秩序の確保という公益的要請の二つの法益のバランスを、特許庁と裁判所がどのように調整し、裁定を下しているのかについて、深い法的洞察が提供されている。これは、グローバルにブランドを展開する企業にとって、恒常的なブランド・ガバ

ナンスとリスク管理の必要性を強く示唆するものである。

4. 事例研究2: 個別事例に見る最前線の判断基準と法理の適用

報告書の第二の柱である「事例研究2」では、前述の「事例研究1」で抽出された抽象的な法理や理論的課題が、実際の個別具体的な紛争事件においてどのように現れ、特許庁審判官や裁判官によってどのように裁定されたかが精緻に分析されている²。抽象論を具体論へと変換するこのセクションは、実務家にとって直ちに実践に活用できるノウハウの宝庫である。

4.1. 事例1(特許機械1): プロダクト・バイ・プロセス・クレームの実務的境界線の探求

機械1分野における個別事例として「プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(PBPクレーム)について」が取り上げられた²。PBPクレームとは、本来であればその物の構造や特性によって記述されるべき「物の発明」を、その物を製造する「方法(プロセス)」によって特定する特殊なクレーム形式である。

この分野においては、平成27年(2015年)に下された最高裁判所の大法廷判決(プラバスタチンナトリウム事件)が決定的なパラダイムシフトをもたらした。最高裁は、PBPクレームが特許法第36条第6項第2号の明確性要件を満たすのは、出願時において当該物をその構造や特性により直接特定することが「不可能またはおよそ实际的でないという事情(不可能・非实际的事情)」が存在する場合に厳格に限定されるとの判断を下した。

この歴史的判決から10年以上が経過しようとしている現在においても、実務の最前線では「何をもって不可能・非实际的事情と客観的に認定するか」について、出願人と審査官・無効審判請求人との間で見解の相違が頻発している。特に機械分野や材料分野においては、最新の分析機器を用いれば構造特定が可能であると主張する側と、技術的・経済的な限界から実際上不可能であると主張する側との間で激しい攻防が繰り広げられる。本研究会における個別事例の検討は、近年蓄積された知財高裁の判決例や特許庁の無効審判決の傾向を祖上に載せ、出願人が提出すべき立証の程度や、明細書における構造特定の困難性に関する具体的な記載要件について、より予測可能性の高い判断枠組みを提示する試みである²。

実務家は、安易にPBP形式に依存するのではなく、可能な限り構造・特性による特定を試みたという「客観的な立証のプロセス」を証拠化する戦略が求められている。また、万が一PBPクレームと認定された場合に備え、審査段階から不可能・非实际的事情の存在を主張立証するための理論武装を周到に準備しておく必要がある。

4.2. 事例2(特許機械2): 複数の周知技術の引用発明への適用と論理づけの限界点

機械2分野の個別事例「複数の周知技術の引用発明への適用について」は、進歩性違反の拒絶理由における特許庁審査官の論理展開に対する、出願人側の防御戦略の中核を成す極めて実戦的

なテーマである²。

特許審査において、審査官が主引例(第1引用発明)に対して、第2引例、第3引例、さらには特定の文献を提示しない「周知技術」を次々とパッチワークのように組み合わせて本願発明の構成に至る論理を構築することがある。これは、出願人側から見れば、事後分析の最たるものである「単なる寄せ集め(Aggregation)」として強く反発を招く論法である。

しかし、実務上、3つ以上の技術要素を組み合わせる動機づけ(Motivation)が存在し、かつ、それらを組み合わせた際に各要素の単純な足し合わせを超える「相乗効果(Synergistic effect)」が生じないことを、審査官が論理的かつ客観的な証拠に基づいて立証することは極めて困難である。逆に言えば、出願人にとってはこの審査官の論理の飛躍(ロジック・ジャンプ)を突くことが最大の防御となる。

本事例研究では、組み合わせの妥当性が争われた具体的な審決取消訴訟等の事案を通じて、動機づけの有無、解決すべき課題の共通性、作用効果の共通性といった進歩性判断のサブ・ファクターが、複数の周知技術の適用という複雑な状況下においてどのように厳格に評価されるべきかが徹底的に解剖されている²。出願人は、審査官が提示する「複数の技術の組み合わせ」が、いかに当業者にとって不自然であり、阻害要因が存在するかを、客観的証拠を用いて論証する高度な反論技術を磨く必要がある。

4.3. 事例3(特許化学): 装置の発明においてクレームアップされた作用効果の解釈基準

化学分野の個別事例である「装置の発明においてクレームアップされた作用効果の判断について」は、化学プラントや大規模な製造装置特許における特有のクレーム解釈の難問を扱っている²。

通常、化学分野の技術的貢献は、新規な物質そのものやその効率的な製造プロセス(方法)にあるが、ビジネス上の戦略から、その製造システム全体を「装置の発明」として権利化する場合がある。この際、装置クレームの中に、純粋な物理的構造だけでなく、「～を効率的に分離する機能」や「～の化学反応を促進する作用効果」といった機能的・効果的な文言が記載されるケースが頻繁に見られる。

本研究会では、クレーム中に記載されたこのような「作用効果」が、特許性の判断や権利行使の場面においてどのように解釈されるかが問われた²。具体的には、その作用効果の記載が、その装置の「構造的・物理的な構成」を具体的に限定・特定しているもの(すなわち、その効果を奏する特殊な構造を有していることを意味する)として特許性を担保する要素とみなされるのか、それとも単に特定の構造を用いた結果として生じる「単なる用途や機能の確認的な記述」に過ぎず、先行する公知の同一構造の装置との対比において実質的な差異をもたらさないものとして扱われるのかという、クレーム解釈の根本問題が検討された。

この解釈の方向性は、特許庁における新規性・進歩性の審査結果を左右するだけでなく、侵害訴訟における被疑侵害品の充足論の成否を分ける致命的な論点となる。実務家は、装置クレームをドラフティングする際、単なる希望的観測としての作用効果を記載するのではなく、その効果を裏付ける

具体的なハードウェア構造との論理的な結びつきを明確にする必要がある。

4.4. 事例4(特許電気)及び事例5(商標): 明確性と類否判断の実践的指針

電気分野における事例4「明確性要件判断に関する実務上の留意点について」は、テーマ4の用語解釈とも連動するものである²。特にユーザーインターフェース(UI/UX)の操作手順、データ構造の定義、あるいはネットワーク上のノード間の通信プロトコル制御など、ソフトウェア特有の抽象的・機能的表現に依存せざるを得ない電気分野のクレームドラフティングにおいて、特許庁の審査で第36条第6項第2号違反(明確性要件違反)による拒絶を回避するための実践的な「Do's and Don'ts(すべきことと、してはいけないこと)」が、実際の審決例に基づいて具体的に提示されている²。

また、商標分野の事例5「商品又は役務の類否判断について」は、現代の複雑化し、業態の垣根が消失しつつある経済活動において避けて通れない課題である²。商標審査においては、伝統的に特許庁が定める「商品・サービス分類表(類似群コード)」という形式的な枠組みが類否判断の強力な推定機能を有していた。

しかし、ビジネスモデルのデジタル化により、例えば「実店舗における衣料品の小売役務」と「オンライン上のバーチャル空間におけるアバター用衣服データの提供役務」、あるいは「SaaSモデルのソフトウェア提供」と「クラウドインフラの通信サービス」が、需要者の出所混同という実質的な観点からどのように類否判断されるべきかという新たな課題が浮上している。本研究会では、形式的な類似群コードの枠を超えて、取引の実情、需要者の層、商品の用途や機能の共通性といった実質的な観点から、最新の審決や判決がどのように類否を判断しているかの実態分析が行われており、ブランド戦略の構築において極めて有用な知見を提供している²。

5. 知的財産実務家への二次的・三次的波及効果と戦略的提言

本報告書で詳述された各論点および事例は、単なるアカデミックな法解釈の議論にとどまらず、日々の特許明細書作成(ドラフティング)、特許庁との応答(中間処理)、さらには企業間の無効審判や侵害訴訟における高度な戦略立案に対して、即効性のある二次的・三次的波及効果をもたらす。実務家は、これらの知見を以下の戦略的アクションへと昇華させる必要がある。

5.1. 防御的明細書作成(Defensive Drafting)の極致への到達

機械分野における測定方法や電気分野における用語の明確化、そして化学分野におけるサポート要件の議論はすべて、「出願時における明細書中の開示の網羅性と正確性」がいかに重要であるかを如実に物語っている²。明細書の記載不備は、後日補正で治癒することが極めて困難であるため、出願の代理人は、発明者からヒアリングした内容を単に言語化する「受動的な作業」から脱却しなければならない。

将来、自社の特許が市場において成功を収め、競合他社から執拗な無効審判攻撃(明確性違反やサポート要件違反の主張)を受ける場面を事前にシミュレーションし、あらゆる測定条件のバリエーション、クレーム用語の辞書的・独自の定義、そして予測される作用効果の限界とメカニズムを、可

能な限り明細書内に「自己完結的なデータベース」として構築する防波堤戦略(Defensive Drafting)の徹底が求められる。これは、明細書を単なる技術説明書から、将来の法廷闘争に耐えうる「強靱な法的証拠書類」へと昇華させる作業に他ならない。

5.2. 進歩性に対する反論ロジックの体系的再構築

機械2分野で取り上げられた技術常識の取り扱いや複数の周知技術の適用に関する議論は、審査官から提示される、しばしば後知恵に満ちた論理づけに対して、いかにして客観的な反証を行うかというヒントの宝庫である²。

実務家は、「当業者の技術常識」という曖昧な概念を盾とする拒絶理由に対しては、単に「そのような動機付けはない」と感情的に反発するのではなく、出願当時の具体的な業界誌や専門書の記述を引き合いに出し、「物理的・機能的な阻害要因(Teaching away)が存在するため組み合わせは不可能である」あるいは「審査官の論理は事後分析に基づく明らかな誤謬である」という緻密な反論ロジックを定型化し、組織のノウハウとして蓄積・共有する必要がある。

5.3. 動態的権利管理と知財ガバナンスの確立

商標分野における公序良俗違反の後発的無効理由(46条1項6号)の議論は、権利を取得して手続きが完了したとする旧来の認識を改めるよう迫っている¹。自社の保有するブランドや商標ポートフォリオが、常に変化する社会通念、人権意識、倫理観に照らして適法性を維持し続けているかを継続的にモニタリングし、必要に応じてリブランディングや権利の放棄・移行を決断する「動態的な知財ガバナンス」の重要性を示唆している。

6. 結論

「審判実務者研究会報告書2025」は、特許・商標実務における極めて難解かつグレーゾーンとされてきた法解釈の境界線に対して、特許庁審査官・審判官、裁判官、そして民間の実務家コミュニティが協働して光を当てた、歴史的かつ実践的なドキュメントである¹。

今年度の研究会において対面での活発な議論を経て集約された本報告書の内容は、今後の特許庁における審査・審判の運用基準(マニュアル)の実質的な解釈指針として機能することが強く予想される¹。特許法や商標法の条文の文言自体は不変であっても、技術の破壊的進化と社会通念の急激な変容に伴い、その解釈と具体的な事案への適用は常にダイナミックに変化し続けている。

知的財産のプロフェッショナルは、本報告書に示された理論と事例の深層を熟読し、それを自らの権利化戦略および紛争解決戦略のDNAへと組み込むことで、初めてこの不確実性の高いグローバルなイノベーション競争時代において、クライアントの貴重な知的財産権を堅守し、そのビジネス価値を最大化することが可能となるのである。同時に、現在実施されている特許庁へのアンケートを通じた継続的なフィードバックの提供は、我が国の知的財産システムをより透明性が高く、かつ実務のニーズに即したものと進化させるための、実務家としての極めて重要な社会的責務であると言えよう¹。

引用文献

1. 審判実務者研究会報告書2025の公表について | 経済産業省 特許庁, 3月 20, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai.html
2. 審判実務者研究会報告書2025 | 経済産業省 特許庁, 3月 20, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo.html
3. 審判実務者研究会報告書 2024 - 特許庁, 3月 20, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/2024_houkokusyo_honpen.pdf